

「大竹市議会 マメ知識」

～本会議・委員会はこのような形で進められます～

予算や条例制定など重要な政策は、議会において議員の多数決で決めます。議会に提出された政策を議案と言いますが、議案の提出が出来るのは、市長・委員会・議員です。中でも予算案は市長しか提出できません。

議会運営は「会議規則」などによって運営のルールを決めてそれに従って行われます。



議案を常任委員会へ付託するわけ

本会議場は多くの議員が一堂に集まって採決する場としては合理的にできています。

しかし、細かく専門的な質疑・応答を繰り返すには、議員を分割し、説明員（市長以下職員）の席数も多いほうが効果的です。そのため複数の委員会を設け、議案を分野別に分担し審議します。

大竹市議会では「総務文教委員会」と「生活環境委員会」の二つの委員会を設置しており、各議員はどちらかの委員会に所属しています。

会議録について



会議録は本会議でしゃべった言葉を、標準語に修正せず、そのまま記録するんよ（逐語記録）。
はいじゃけえ、大竹弁でしゃべった言葉も、そのまま記録されるんよ。

会議録は、図書館や市役所の情報コーナーに置いとるし、市役所のホームページにも掲載しちよるけえ、いっぺん見てみんさい。

本 会 議

委 員 会

議 案 審 査

議案を付託された委員会では、議案について提案者に質疑をして説明を求めることによっていろいろな角度から慎重に審査します。自分が所属していない常任委員会に付託された議案については、委員会を傍聴することで本会議において態度を決定する際の参考にします。

採 決

討論を経て、委員による多数決によって、賛成とするべきか反対とするべきか、委員会としての意思を決めます。

委 員 長 報 告

本会議を再開し、委員会で審査した議案について、審査経過の概要と審査結果を委員長が報告します。

質 員 長 報 告 へ の 疑

委員長報告にたいして不明確な点があれば、議員が委員長に質疑を行います。委員長は委員会での審査内容から説明します。委員長個人の意見を述べることはできません。また、議員から提案者に対する質疑はできません。

討 論

各議員によって賛成か反対かの意見発表が行われます。片方の意見が強調される事のないように、反対討論と賛成討論は交互に行われるのが慣例です。

採 決

出席議員の過半数の賛成で可決となります。
これが大竹市としての政策決定となります。

閉 会

議長が閉会を宣言して閉会となります。